

里親人生を終わりたいと思っています。私は里親は親だと思っているのです。だから子どもの実親がいて、親のほうに帰したほうがいい子を一時保護で預かっていますが、う～ん、これは私が預かるべき子どもじゃないのでは、施設のほうがいいのではと思っています。施設に専門性を高めてもらいたいと言うのは変かもしれませんが、とても難しいお子さんを守り育てるようなユニットを施設内に作ってもらって預かるお子さんがいてもいいのではないかと。うちに来るような子はやっぱり親御さんとのつながりが少なく、もめるとすべて実親がとりしきるという形が無いようなお子さんをお預かりするほうが良いと私自身は思っています。だから、うちには親御さんのあるお子さんや帰せるようなお子さんは、うちではなくて、小規模化された施設に預かっていただけなのが嬉しいなって思います。

トムリンソン：今の件に関して、非常に興味深く伺いましたが、最近ちょっと研究論文を見ていましたら、ある研究結果で長期的に実の親が非常に大きな影響を子どもにもたらすということです。これは里親であれ、施設養護を受けているのであれ、多くの場合、退所したときに実の家族のもとに戻っていく子どもたちが多かったのですが、実の家族、親との関係を維持していく、接触を保っていくという意味では施設に入所したほうが良いという結果が出ております。これは里親のもとに置くよりも実親との関係を維持していくという視点から考えると、施設養護のほうが適しているというような結果なのです。やはり里親にもよるとは思いますが、生みの親とどうかかわるかは非常に難しい問題だと思います。国によって

は多くの場合、里親になりたいとおっしゃる方は子どもが欲しいという願望がある方が多いのです。ですから人生の中で、生活の中で子どもとのかかわりを持ちたいという、その感覚を求めている方が多いのです。やはり生みの親、実の親がそこに介在してしまうと、ある意味脅威であり、競争相手になってしまうということですね。これは実親にとっても同じことで、自分の子どもを持って行かれた、取られてしまったというような競争が発生してしまうので、非常に難しい関係になってしまいます。これは共存できないこと、一切不可能だと言っているのではないのですが、非常に難しい状況にあると思います。

吉田：お先に帰らしていただくので、最後に皆さんにひとつだけ言っておきたいと思うのは、うちの娘（特別養子）が「お母さん」って、私に。「私は大人になったら里親はするよ、だけどファミリーホームはしないよ」って言っているのです。「里親はするからね」って。それが私がずっとやってきたことをみてきた、今、17歳の娘の言葉です。だから子どもから見ても、いっぱいが増えていっても2、3人だった時が一番楽しかったのではないかと思います。すみません、先に帰らせてもらうことになるので、申し訳ありませんけど、これで私、失礼します。（拍手）

トムリンソン：吉田さん、ありがとうございました。

女性1：私ばかり発言して申し訳ないですが、先ほどトムリンソン先生は、里親と言うのは親であるのか、それともケアラー（carer）であるのか、ケアギバー

(caregiver)として考えたほうがいいのかということをおっしゃっていましたね。国際的な傾向では親という言葉を使わなくなって、ケアラーとか、ケアギバーという言葉がどんどん使われておりますけれども。その辺りをどういう風に考えたらいいいのか。日本では「親」ですよ、だから実親に代わって子どもを育てる親、そういう意識で里親さんになれる方が多いのではと思います。そういう考え方は少し時代遅れなのではないでしょうか？

トムリンソン：それぞれの国に文化的な背景等がありますので、この国で、日本ではそれが問題になるかどうかという視点で考えればよろしいかと思います。国によってはあまり「親」という言葉を使うことがちょっと問題になってしまうケースが出てきました。そういう意味で里親ではなくて、フォスター・ケアラーという形の呼び方にしていくような国もあります。と言いますのは子どもたちが、親と名の付く人が複数いると、2人いたり、もしくは2家庭あり、親が存在すると子どもが混乱してしまうということで、あえて「parents」「親」という呼び名を止めてしまうという流れもあります。これは日本で問題がそういう意味で生じているかどうかということで、判断していただければと思います。

あとは選択肢を与えるという考え方もあると思います。例えば、里親家庭に委託された時にどういう呼び名で呼びたいのか、ということ子どもにまず尋ねることです。こちらの配布資料（英国における里親のリクルート）にもあるように例えば「お父さん」と呼びたいのか、「ケアラー」という言い方をしたいのか、それとも私であれば

Patrick と名前呼びたいのかと。あと学校であれば自分の親という位置づけで他の目もありますので、どういう風に呼びたいかは、子どもに相談して、委託された段階で、お互いに納得できる呼称で呼び合うという選択肢もあるかと思います。

女性1：私たちは、このプロジェクト研究で去年、フランスの里親機関を調査訪問しましたが、その時の里親機関の人の話では、子どもが里親さんを「ママ」と呼んでいる場合は注意して「ママ」と呼ばないようにさせなさいという指導をしていると言っていました。なぜかと言うと本当のママがそう言われては困ると実親が言っているから、実親のために里親を「ママ」と呼ばせないと伺いました。

トムリンソン：今の件に関しては何かひとつ正解があるというわけではないと思います。いろいろなやり方がありますので。そういう意味では今は親と呼ばない潮流があります。10年後にはまた違った流れが出て来て、「ケアラー」ではなくて、「parents」という言葉を使っているのかもしれないし。何か確固たるやり方が決まっているわけではないと思います。ただ、さっきおっしゃっていたような内容はやはり考慮すべき点であると思いますね。子どもにとって、もしくは実の親にとって何がいいのか。呼び名によって里親にとって何か問題が生じるのかどうか、というところはやはり配慮すべきだと思います。

それでは Lighthouse について何かご質問等おありの方いらっしゃいますか？

男性2（専門里親）：里親をしております。家庭的養護が子どもに良いということで、国連の子どもの人権に関するところから改

善を迫られて、日本もその要求を受けて委託率をどんどん上げていこうという政策でアセスメントはしているのですが、いろんな課題を抱えた子どもが複数で里親とか、ファミリーホームに入って来るようになってきました。そこでそういう苦情が水面下ではたくさん起きつつあのではないかとちょっと危機感を持っています。本来 Lighthouse のシステムのように、そういう養育者をバックアップするようなシステムがあれば、リスクも分散するのですが。日本の場合は、全然そういう動きがないので、どうしたものかなと思っています。ファミリーホームの場合は補助者を付けるということで、補助者の役割とか、身分の保証とかは、とってつけたような状態なのです。やっぱりいろんな意味で、小集団の中で起きやすい暴力とか、特に思春期の性に関する問題が複数の子どもたちが複雑に関与して、大変なことになりつつあるのではと思っています。というのも、この制度が始まってからファミリーホームは急に数が増えてしまって、実態も調査の中身が追いついていないのではないかなと思っています。そこで、補助者というのは、社会と家庭のその中間にあるようなイメージなので、むしろ補助者という名前が作動して、もっとかなり大事な役割をきちんとシステムの中で権限を持ってやれるようになればいいのかなと思っています。森先生のお話を伺って、まさに理想と言うか、向かうべき方向が見えたなと思いました。でも顧みて日本の状況を思う時に、ファミリーホームの中での虐待であるとか、子ども間の問題とかがどんどん起きて来るのか不安です。養育者がどういう体験をしていて、何を必要

としているのか。やはりファミリーホームの特徴によって、いろいろ養育者の取り得る役割とか、補助者の取り得る役割が違うと思いますが、下手に理想的 (extraordinary) なものを見せられて、教えられてしまったので、少し暗澹たる気持ちです。感想ですけれども。

森：私もいろいろお話を伺って、吉田ホームの場合は、補助者の人もちゃんと社会保険も固定給もちゃんとあって、専門職として入られていますね。そういう視点を持って、かかわられているということがわかったのと、本当にあれだけの人数で、ファミリーホームとして機能しているというのは、本当に稀有なことかと思っています。ひとつ、やはり Lighthouse に伺って思ったのは、地域でのネットワークがすごく強いのです。吉田さんがおっしゃるには、田舎でご主人もそこで育て、みんな周りの人たちがよく知っているというところで、大人の目がたくさんありますね。だから、子どもたちが、どこかに行ってしまうと、あそこであんなのを買っていたよとか、話がきたりで。そういうところがあって、機能しているという風に感じました。だからそれは都心ではどうかと、吉田さんのお話を伺って感じました。本当にそういう地域の目というよりは、吉田さんの場合は個人のお母さん同士のネットワークとか、そういうものを駆使して、何とか地域で守れるようにしていらっしゃるから続けてこられたという感じがしました。

男性 2：個人的なネットワークを作る力量とか、いろんな機関に恵まれている人と、そうでない人がはっきり分かれていて。恵まれていない人のほうが僕はかなり多いの

ではないかと、自分の経験から思っているところ。ですから最低限のところは担保されるシステムみたいな、モデルが見えて来て、それがリンクされていかないと、いけないのかなと思います。何かこれからだという気がしています。

トムリンソン：そうですね。昨日、里親さんたちといろいろとお話をしましたが、やはり今の児童相談所とか、児童福祉行政を責めるような形でやっても、もう全然解決しない。別の組織がやっぱり必要だと。それで支援機関のほうでどれだけ担えるのかということなど、これから出てくると思います。やはり里親さんに対して、集中してサポートできるようなところがないと子どもだけじゃなくて、里親さんの両方のケアをするという、両輪でやっていけるようなシステムを作る必要があるということをお話ししました。今の社会では、地域で助けてもらえるというのは、あまり期待できない部分があります。

男性2：特に日本では、里親をやっていると、なかなか誰でもできることではありませんよと言われる。要は奇特な人がやることなのですね。いい意味で、非常識な人なのです(extraordinary)。そういう意味では、孤立しやすい、地域の中で孤立しやすい力が働いている中で、吉田さんみたいな理想的な話を聞くと逆に元気をなくしてしまいます(笑)。俺は無理だろうって。後に続く人たちが、システムが安定して見える形が示されないと、なかなか増えないのでは。

森：本当にそう思います。私、最近つくづく思ったのですが、里親さんが増えないというのは、里親さんが吉田さんみたいに「楽しいですよ！やりましょう！」って、言え

ない人が多いからだと思います。上からいくら言っても国が「もっとやりましょう、16%まで増やしましょう」と言っても増えないですね。やはり、里親さんが言ったことで、私もやってみたいと思うかどうかだと思います。そういう里親さんを支援するシステムが、きちんと機能していなければ楽しいと言えない。どんなに高い志を持って里親さんになられている方も、そこをくじくようなことが次から次へと起きて来ることがあることを私はいろんな方からお伺いして感じます。もちろん児相の責任とかでは、もう全然解決にならないので、そういうことを言おうと思っているのではないのです。システムの見直しをしないと増えるのは難しいと今はすごく思っています。

トムリンソン：ちょっと私のほうからもあと2点ほど質問と言いますか、伺いたい点があります。あとお二方から挙手があったと思いますが、もうひとり、ご質問がおりと思いますが。

男性3(学生)：大学4年の学生です。このLighthouseに関してですが、今、日本にある施設でもない、里親でもない、独自の社会資源として非常に興味をひかれるものですが、何点か質問したい点があります。

まず1点目が、運営にあたっての財務状況に関してです。設立者のスーザンさんが、結構、講演なんかで寄付を募っている話がありましたが、何か運営にあたる資金の関係で公的な支援があるのか。それとも基本的にはスポンサーや個人からの寄付による運営で成り立っているのか。どういう風に運営しているのかがまず1点です。

もう1点がケアラーさんに関して。結構採用にも力を入れているようなお話があっ

たと思いますが。実際にケアラーさんになる方が、どのようなバックグラウンドを持っておられるのか。例えば、保育学であったり、心理学であったり、青少年の育成に係るような知識をある程度持っている方なのか。それとも専門職とは別に、割と普通に一般の方が来られるのか、そういった部分を教えていただければと思います。

森：1点目ですけれども、財政面に関しては寄付とそういう財務関係のセクションがあって、助成金を申請したりして、得ているようです。国からの援助はそれほど多くないと聞いています。パトリックさん、何かご存じですか？

トムリンソン：資金をいかに集めるかと言うのは非常にスキルを要する大変な仕事だと思いますが、Lighthouse の場合は、地域の実業家ですとか、富裕層の個人の方がかなり多額の寄付をされていることもあるのですが、その他にも寄付を募って賄っているようですね。

森：あと、ケアラーのことですが、若い方は心理の学部を出た人とか、福祉の大学院に行ってらっしゃる方とか、年齢が若い方は学歴までは聞いていないのですが、経験としては里親経験とか、いろんな福祉の経験を積んでいる人ということです。これが私が聞いた範囲であります、パトリックさんのご存知のことがありましたら。

トムリンソン：その件については特にはないです。ほとんどもう終了時間ですか？

司会：多少、長引いています。

男性1：先ほど、里親ではなく、施設がいいこともあるとおっしゃったんですが。私たち、施設というと子どもが60人～100人、大集団で育つイメージがあります。

この子たちは里親ではなく、施設がいいというのは、どういう施設をイメージしているのか？日本のような大集団に対するイメージなのか、それとも本当に少人数の施設をイメージしているのか？そこをちょっとお尋ねしたい。

トムリンソン：両方あり得ると思いますが。ほとんどの子どもたちは、みずからのニーズさえ満たしてもらえれば、それほど施設の規模とか大きさにはこだわらないと思います。きちんと有効に機能している施設であれば、ニーズさえ満たされていれば満足だと思います。非常に大規模な施設なのか、それとも小舎制なのかということに関していえば。あとは、親との問題がないかということも考慮点としてはあります。世界的な潮流としては、小舎化ということが挙げられると思いますし。より小さな単位で子どもたちを面倒見なくてはいけないというような、あまり大きな施設でのケアは勧められないという流れがあると思います。そして、里親家庭でのケアというような流れにはなっているかと思えます。ただ、大人になった施設出身者に聞くと、例えば自分は楽しかったと言う方も、施設で育ったけれども特に問題はなかったという人も中にはいると思います。ですから、やはり個人の意見によってケースバイケースではないかと思えます。施設を好むとか、もしくはもっと小さな単位でのケアを好むとかは、やはり個人、個人の嗜好があるかと思いますが全体の流れとしては小規模なホームに向かってはいると思います。

男性1：聞いていて、親を内在化しているのかな、と思うのです。やはり心に親がいる子と、まったく親がいない子とわけて考

えていかないといけないのかなと私は思っています。

トムリンソン：おっしゃる通りですね。もし、まったく親という感覚を持ち合わせていない子どもたちであれば、自分たちが親になるために、その親とのかかわりという感覚を成長の過程の中で必要としていると思います。これは単なる問いかけであるのですが。親以外の誰かが本当に親のようにやれるのか、ということですね。例えば養護施設において、そこでケアを受けている子どもたちが、あたかも親が存在するような経験を本当にできるのかということです。私が世話をしたある男の子ですが、その子は私のことを「お母さんみたいだ」と言っていたのですが。本当に母のように慕ってくれたのですが――。

男性1：日本には「瞼の母」という言葉があるんですね。親を内在化した、生みの親でなくても育ての親という。

トムリンソン：非常に興味深い点です。この内在化という意味です。先ほどの話の私のことを母親のように思っていた男の子ですが、いつも私の胃のあたりを突つつくんですね。ずっとそればかりやっているの。「この中に何があると思うの?」と聞いて、絵を描かせたんですね。そうすると胸とかおっぱいが出てきたのです。明らかに私、女性ではないので、ちょっと心配になってしまいました。この件を精神科医に相談したところ、それは特に問題ではないであろうということ。その男の子が退所した時には、「私から生まれて出てきたかのような感じがする」というようなことを言って、出ていったんですけれども。(笑)

男性1：ありがとうございました。

司会：ちょっと時間が過ぎてしまいました。が、補足することは?

森：さっきの財政面のところで思い出しましたが、パトリックさんもおっしゃったように、すごいお金持ちの方がいて。ホームもひとつは、建築会社の寄付でできているところと、もうひとつは、病院の寄付で運営されている建物を作ってもらって、というところがあります。あと、さっきも言いましたが、地域の委員会がバザーとか、お金を集めるようにと、各ホームに委員会があるので、それぞれのところでお金を集めていました。Lighthouse のほうは、定員が4人。出たり入ったりするので、私が行った時には4人のところが2人でした。またひとりが入る予定でという状態でやっていますので、手はかなり厚くかけられるのかな、というところ。すみません、以上です。

司会：20分の超過となりましたが、その分しっかりと大事なテーマについて話し合いができたと思います。それで、閉会の挨拶をと思っていたのですが、開原先生がこれ以上付け加えることはなく、大変素晴らしいとおっしゃっておられますので。最後はシンポジストの森先生とパトリック、それから通訳の方に拍手で終えたいと思います。

(拍手)

《以上終了》

表1 わが家にやってきた子どもたち（吉田菜穂子氏講演資料）

わが家に委託された子どもたち 1998年～2013年									
	委託年齢	解除年齢	現在受託中の子ども7名	性別	委託までの経緯	虐待	非行	障害	委託期間
①	2歳	3歳		女	乳児院（生後すぐから2歳）→	—	—	—	1年
②	4歳	6歳		男	家庭→	—	—	—	1年3か月
③	2歳	4歳		男	家庭→	—	—	—	1年3か月
④	15歳	18歳		女	家庭→親族宅→実父宅（小5）→親族宅→一時保護所（4か月）→	○	—	○	3年4か月
⑤	2歳	2歳		女	家庭→	○	—	—	1か月
⑥	15歳	17歳		女	家庭→一時保護所（4か所以上）→児童養護施設→児童自立支援施設（1年）→	—	○	○	1年9か月
⑦	11歳	12歳		男	家庭→児童養護施設（小2～小5）→	○	—	—	1年4か月
⑧	8歳	—	特別支援中2（13歳）	男	乳児院（生後すぐから2歳）→児童養護施設（2歳～小1）→知的障害児施設（小2～小3）→	—	—	○	4年10か月
⑨	16歳	19歳		男	家庭→一時保護所（3か月）→	○	○	○	3年3か月
⑩	13歳	14歳		男	家庭→一時保護所→	○	—	—	10か月
⑪	15歳	16歳		女	家庭→児童養護施設（4歳～15歳）→一時保護所（3か月）→	—	○	—	8か月
⑫	16歳	17歳		男	乳児院→児童養護施設（小5まで）→情緒障害児短期治療施設→児童自立支援施設→元の児童養護施設（中3～高1）→一時保護所→	—	○	○	1年1か月
⑬	15歳	—	私立高3（18歳）	男	家庭→一時保護所→家庭（10回以上繰り返し）→児童自立支援施設（13歳～15歳）→家庭→	○	○	○	3年7か月

⑭	8歳	8歳		男	家庭→一時保護所→家庭（繰り返し）→	—	—	—	2か月
⑮	6歳	6歳		男	家庭→一時保護所→家庭（繰り返し）→	—	—	—	1か月
⑯	13歳	—	私立高1（16歳）	女	乳児院（生後すぐから2歳）→（家庭→一時保護所→家庭の繰り返し）→一時保護所（3か月）→	○	—	○	3年2か月
⑰	12歳	—	中3（14歳）	女	家庭→児童自立支援施設（10か月）→	○	○	—	2年10か月
⑱	16歳	—	特別支援高卒後、工場にて就労（18歳）	女	家庭→児童養護施設（1歳半～15歳）→家庭→一時保護所（1か月）→	○	—	○	2年6か月
⑲	17歳	18歳		男	家庭→一時保護所（6か月）→	—	○	—	7か月
⑳	15歳	16歳		女	家庭→母子支援施設→家庭→児童養護施設→家庭→	○	○	—	9か月
㉑	16歳	17歳		女	家庭→一時保護所（3か月）→	○	○	—	11か月
㉒	15歳	—	特別支援高1（16歳）	女	家庭→一時保護所→他の里親（8か月）→	○	—	○	7か月
㉓	17歳	—	公立高2（17歳）	女	家庭→一時保護所（2か月）→	—	—	○	1か月
	平均12歳	平均12歳	平均16歳	男11名 女12名		12名	9名	10名	平均1年6か月

受託した時の年齢は、幼児4名、小学生4名、中学生以上15名

男11名・女12名で男女比は同じぐらい。

措置解除後に家庭復帰した子どもは11名、自立して一人暮らし子どもは2名である。

季節里親は除く。

【パトリック・トムリンソン氏と柏女霊峰氏の対談】
日本の子ども家庭福祉の現状と困難事例
対象の治療的支援センターのモデル像

日時:2013年10月28日(月) 13:00~16:30

会場:東京大学伊藤国際学術研究センター小会議室

講師:パトリック・トムリンソン (コンサルタント協会事務局長)

柏女霊峰 (淑徳大学総合福祉学部教授)

通訳:辻 直美 (吉香通訳株式会社)

司会: 開原久代 (研究代表者 東京成徳大学)

陪席:・記録編集:菊池 緑(研究協力者
養子と里親を考える会理事)

開原:今日はお忙しい中を有難うございます。これから柏女先生のお話でスタートを切っていただき、上記のテーマで自由にディスカッションをすすめたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

柏女:トムリンソンさん、ようこそ日本へおいでくださいました。私は、淑徳大学で子どもの福祉を中心に担当しています。

今、日本では、社会的養護に関する大きな改革が始まっており、その審議会のメンバーとして私も携わっています。開原先生とは以前からの知り合いでして、今回、お声を掛けていただいて日本の子ども家庭福祉の改革についてお話をし、学べることを楽しみにしています。これから1時間くらい「日本の改革の動向」についてお話をしますが、随時、ご質問などございましたら、わかっていることとお話させていただきます。そして私からも英国の子どもの福祉の状況などについて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

1 日本の社会的養護に関する改革の動向

◎日本における社会的養護の状況

柏女:それでは、現在の日本の、特に社会的養護の状況についてお話をします。今、この分野では施設が約1100か所あります。

トムリンソン:それは児童養護施設という意味の施設ですか?

柏女:児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホームを含みます。(資料4)

トムリンソン:児童自立支援施設と自立援助ホームとはどんな施設ですか?

柏女:児童自立支援施設は非行の子どものトレーニング施設です。それから自立援助ホームは年長の子どもの自立支援ホームです。

柏女:これらの施設のほかに里親家庭が8000件、ファミリーホームが200か所あります。これが社会的養護の全体ですが、そのなかで現在、約46,000人の子どもがケアを受けています。そのうち、里親とファミリーホームに委託されている子どもが14%程度です。

トムリンソン:ということは、養護施設に入っている子どもがかなり多いということですね。

柏女:そうです。施設養護が全体の86%です。施設養護の多さに国連子どもの権利委員会から再三にわたって日本は勧告を受けています。

◎施設の成り立ち

なぜこうなってしまったのかについて少し歴史を遡ってお話をしなければなりません。

日本はもともと社会的養護を必要とする子どもたちは、いわば教会や寺院、あるいは個人の慈善事業家が自分の土地や田畑、建物を提供して、施設をつくり、そこで子どもを育てていくということで、民間の方々が子どもを育ててきました。

第二次世界大戦後の1948年に、日本の児童福祉の基本法となる児童福祉法が施行されました。そのときに、政府は戦災孤児などを受け入れているこうした民間の事業者あるいは教会やお寺の施設に補助金を出して、子どもを育てることを支援しようとした。しかし、戦後、私たちの国はGHQの支配下にありましたが、そのGHQのもとで作った憲法等によって、個人の慈善家や宗教関係の教

会やお寺に税金を投入することが禁じられました。ご存知かもしれませんが、それは、日本が国家神道というものを作り上げて、そこを中心にして日本が戦争に突入して行ったということがありまして、それを繰り返さないために、そうした措置が取られたわけです。そこで日本は1951年に社会福祉事業法を制定し、社会福祉法人という制度を作りました。そして教会や寺院、あるいは個人事業主たちは原則として家や土地、畑などの財産を社会福祉法人に寄付をして、その社会福祉法人がいわば公的な拘束を受けるという仕組みにしました。この公的拘束を受ける社会福祉法人に対して国は、補助金を与える制度を作りました。そのため、教会あるいはお寺の住職さん、個人事業主たちは、その法人の中の寄付をした建物に住むことになったのです。この法人を解散すると、その財産は国家に帰属することになってしまい、その個人のいわば土地や建物はすべて国家に没収されてしまうという仕組みになったからです。

こうしたことがあったので、社会福祉法人自体をつぶせなくなりました。そのことが、施設の固定化と世襲制、つまり2世、3世の息子や娘が施設を受け継ぐというシステムが生まれました。国家は入所する子どもの養育費などすべての費用を負担(国が8割、都道府県が2割)することになりましたが、今は都道府県と国が半々ずつ負担しています。いわば、入所児童を育てていけば、財源は安定的に供給されますので、改革しようという意識が失われていったと言えるのではないかと思います。このような制度に政府も依存することになりまして、施設養護が温存されてきたという経緯をたどりました。この日本の児童養護の経緯と現状については、英国のロジャー・グッドマンさんが素晴らしい本を書かれています。

社会的養護の仕組みを変えていかなければならないということは、以前から日本の政府も考えてはいましたが、その改革が始まったのは、今から

10年前です。それまではほとんど変わりませんでした。

今、日本には、虐待された子どもたちがどんどん増えていますので、その子どもたちの行き場である社会的養護の場のケアの質を変えなければならないという必要に迫られています。



◎社会的養護のグランドデザイン

柏女：2003年11月にそのグランドデザインができあがりました。それは施設を小規模化し、かつ地域のなかに地域小規模児童養護施設を分散させ、かつ里親を増やしていくという方向性で、その里親を施設が支援していくというものです。しかし、デザインはできたのですが、政府にお金がありませんので、新しい財源が確保されるときにこれを進めていくということに結果的にならざるを得ませんでした。

そのめどが2012年に立ちました。消費税を現在の5%から2015年に10%に上げるという政策が決まったので、消費税が10%になったときに、政府に入る財源を使って、この社会的養護の改革を推し進めることになりました。そのため、2003年に作られたグランドデザインを具体的な形で2011年7月末までに策定することが委員会に要請されました。この動きは遅く、私は、当時、この策定を計画する審議会の委員長をしていましたので、政府がなかなか動かないという状況が続いていたので、やきもきしていました。

そういうときに、2010年末から2011年にタイガーマスクを名乗る民間の匿名の寄付がなされるという動きが大きく報道されました。それは2010年12月25日に児童養護施設にランドセルが10個届けられたことから始まりました。

トムリンソン：それはいくらくらいのギフトに相当しますか？

柏女：1個1万5千円から2万円ぐらいじゃないですか？それが10個です。それはタイガーマスクを名乗る匿名の一人による寄付でしたが、瞬く間に全国に広まりました。そして児童養護施設や母子生活支援施設等に住んでいる子どもたちにランドセルやお金などがたくさん届けられるようになり、国会や政府を動かすことになりました。

政府は、私が委員長をしている委員会を動かして、2011年1月末から7月末までの半年でグランドデザインの具体化計画を立てることを要請してきました。そこから私は怒涛の日々が続くことになりました。

こうして2011年7月にできたのが、「社会的養護の課題と将来像」という計画になります。この計画はさまざまな会議で紹介されていくことになります。この計画では、家庭養護、つまり里親とファミリーホームに委託されている子どもの割合を、今は14%ですが、全養護児童の3分の1、33%にするというものです。3分の2は、つまり67%の施設ケアの半分は、5、6人の小規模なグループホームとして地域に出していくということです。そして残る3分の1をユニット化し、かつ専門化された施設として多様な専門職を置くという計画です。つまり、3分の1をユニット化された本体施設にするということになります。

トムリンソン：ユニット化とはどのようなことですか？

柏女：建物のなかに7、8人の子どものためのバス、トイレなど全部備えたユニットです。いわば完全なユニットです。それが4個ぐらい備えられる、というイメージです。

トムリンソン：一つの大きな施設のなかでグループ化をするということですか？

柏女：そうです。また、この計画では、ファミリーホームを1000か所にする計画も掲げられています。今200か所ですが…。

トムリンソン：ところで、ファミリーホームの定義では、ホームには必ず結婚しているご夫婦もしくはパートナーと一緒に住んでいる人たちじゃないと、ファミリーホームを運営できないのですか？雇用されるスタッフがファミリーホームを運営することは可能なのでしょうか？

柏女：基本はご夫婦、単身でも構いません。夫婦でなくてもいいということです。今、ほとんどが夫婦ではないかと思います。そこにスタッフを雇用して運営するという形になります。このシステム改革のために必要な財源として、政府は消費税から200億円拠出すると約束しています。

今、社会的養護のために使われているお金は約1000億円ですが、それに200億円を消費税財源から追加投入して、それに基づいた計画を作成できるということです。

トムリンソン：1000億プラス200億ですね。

柏女：1200億です。

トムリンソン：それは子どもの社会的養護のためにということですね。

柏女：そうです。そのために今ある1100か所の施設を先ほど言った理由から潰すことはできないので…。つまり供給者の人たちが昔、土地や建物を寄付しているので、それを潰せないのが、施設の機能を変えるということを考えています。つまり施設の外で子どもたちを社会的養護の対象として育てる。そして施設本体は重装備化して、里親やファミリーホームの支援をしていく。そういう機能を備えるようにするということです。

もう一つは、里親やファミリーホームにおいて養育困難な子どもたちを施設で育てていくというふうに関心の機能を変えていくことを目論んでいます。

◎施設による里親への支援とは？

トムリンソン：里親さんが育てている子どもたちを施設が支援するということは、具体的にどういう支援なのですか？

柏女：それは専門的な支援あるいはレスパイトですね。そうした支援が中心になるかと思います。そのモデルを今、開原先生が厚生労働省の補助を受けて研究をしていることとなります。そこでトムリンソンさんからいろんな有益な情報を得たいと願っています。

開原：米国で使われていたレスパイト・ケアという言葉が昭和45年ごろ初めて知った時、障害児を養育する母親たちにほっとする休息を与えるという意味でしたが、日本でも、里親さんをホッとさせる、休ませるケアと考えられています。イギリスでは、里親家庭で窮屈に暮らしている子どもがちょっとリラックスできるケアだと伺いましたけれど、トムリンソンさんに確認したいのですが、いかがでしょうか。

トムリンソン：通常は、やはり里親のもとでケアをされている子どもと里親さんの両方に休んでいただくということです。非常に緊張感を伴う環境のなかで過ごしているために、両方の意味があると思います。ときに子どもためのレスパイトだったり、ときに里親のレスパイトだったり、力点の置かれているところが違うということもありますが、両方のためだと思いますね。

開原：日本では、あまり子どものことは言わないですね。

柏女：子どもの視点があまりないですね。

トムリンソン：イギリスでも同じような状況だと思います。主眼を置いているのは里親ですね。子どもの中には、新しい場所に行くことや移されることをあまりよく思わない抵抗感を持つ子どもも多いと思います。その他、例えば、子どもたちは、休日に海辺で過ごしていたり、乗馬をしたり、子どもたちを楽しませてくれるお休みの日にそういうサービスを提供する組織もあります。それから

子どもたちも休養できて、同時に里親さんも休養が取れるという家もあります。

◎施設による里親支援モデル

柏女：里親やファミリーホームの支援を施設がしていくというモデルがあります。その一つを開原先生が中心になって作ろうとしておられるわけです。このプロジェクトではそのモデルの一つとして、鳥取子ども学園の藤先生とトムリンソン先生のシンポジウムが10月30日に予定されておりますね。そこでモデルの一つが提示されることになろうかと思います。

この方法には、大きな課題があります。それは先ほど申し上げたように、施設に入所している子どもを経営上の問題から減らしたくないということがあります。つまり自分たちの子どもを里親に出していくことに抵抗を感じたり、自分たちの役割を変えることに抵抗が起こることが考えられます。他の都道府県政令都市でも、児童養護施設が里親を支援するという試みを始めていますが、あまりうまくは行っていません。それは、里親支援に熱心になればなるほど自分たちの子どもを外に出すことにつながり、自分たちの経営がひっ迫することに直結するからです。

◎NPO 法人による支援

そこで、政府はもうひとつのモデルに着目しています。このモデルが大事であることは間違いのないのですが…。それは福岡のSOS子どもの村のことで、SOS子どもの村インターナショナルによって行われている実践です。その国際機関からポッシュ博士がまもなく来日されて、シンポジウムが開かれる予定です。そこに政府関係者を含めて様々な方が参加することになっています。

これは都道府県から里親支援機関として委託を受けたNPOが近くの里親やファミリーホームを支援していくという形態です。施設ではなく、NPO法人が支援するというシステムです。

このシステムにも、デメリットがあります。それはレスパイトがなかなかできないことです。つまり施設ではないので、そこに子どもをお願いすることがなかなかできないということです。

冒頭に申し上げた計画を実現していくために、政府は15年間かけると言っています。その間にこうしたモデルを探しながら、日本に合ったシステムを作り上げていこうとしています。

これで、私からの報告は終わりにしたいと思います。

開原：ありがとうございました。それでは、今の柏女先生のお話をもとにトムリンソンさんから関連したお話をしていただいて、最後に、SOS子どもの村やケアセットについてのコメントもお願いしたいと思います。

◎日英の児童養護の比較

トムリンソン：非常に興味深いお話をありがとうございました。様々な背景の知識やこれまでの経緯が大変よくわかって大変参考になりました。もう少し理解したいので、私の意見を申し上げますと共にいくつか質問をさせていただきます。

まず、比較対象としてイギリスの状況について申し上げます。イギリス、大体人口6千万人のうち、養護を受けている子どもたちが6万人、そのうちの10%のみが養護施設での養護を受けています。残りの90%は、大体、里親家庭で暮らしています。日本との大きな違いはそもそも養護を受けている子どもの数が、日本では4万6千人と非常に少ないということです。日本の人口は1億2千万人以上であることを考えますと、人口比でも養



護児童が非常に少ないというイメージです(2010年度で、人口1万に当たり日本の家庭外ケア児童は2.8人、英国は13.5人)、それでいて養護施設に入っている子どもの割合が大変高いという印象を受けます。

柏女：その通りです。大体、英国と比較して、約3分の1位の入所率ではないかと思っています。

トムリンソン：人口に対する割合ですね。

柏女：はい。

トムリンソン：昨今の日本で最も取沙汰されるのは虐待の問題ですね。将来的に養護を受ける子どもたちの中で虐待を受けた子どもの割合が上がってくる可能性は高いですね。

柏女：そういう想定で今考えています。したがって施設の割合も今の86%から3分の2にしたとしても、入所する子どもの数はそんなに変わらない。つまり、将来的に増えていこうから、数的には変わらないと私たちは考えています。

トムリンソン：養護児童の数が増えていくなかで、こういったグランドデザインもできた。そういう非常に大きな変革期に日本は今あるといえるのだと思います。

◎英国の変革とその抵抗勢力

トムリンソン：英国でも1960年頃から大規模な大舎制の施設からのシフトが起きました。以前は、承認された規律のなかで厳しく規律を通すような形の養護施設が多く、しかも、非常に大人数な規模の施設養護でした。そこからより治療的な養護を目指して、マスターホームという形での移行がなされました。

イギリスでも、システムが別のシステムにとって換わる際には、多くの場合、やはり抵抗勢力が必ず出てきます。そういう意味でできるだけ時間をかけてじっくり、じっくり新しいやり方に周りを巻き込みながら、周りがついていけるペースで実現していくというやり方もあるだろうと思います。他方、思い切って決断して新しいやり方で断行しようとすることもあります。そのため、昔

からある場所に施設がなくなってしまう状況もあるかもしれません。一気に変えてしまおうということによって、それまで存在していた養護施設が消えてしまうということもあり得ますし、そういう変化に対する強い抵抗勢力がいつまでもあり続けると思います。徐々に、徐々にといっても、イギリスにも、今ある状況にしがみつこうとして古いやり方を踏襲し続けようとする勢力はなかなか無くなりません。それが収まるまで待とうとすると、ものすごく長い時間がかかってしまいます。

特に先ほど、養護施設と里親との連携がなかなかうまくいかないというお話があったように。また、実際に小さなグループホームと里親と大規模な養護施設において必要とされるスキルや職員のプロフィールもかなり違っているのではないかと思います。

私の経験で申し上げますと、大きな施設で働いてきた人は、他の形態で、他のやり方を取るということがあまりうまくいかないことが多いと思います。というのは、これらの人は、非常に組織だったやり方で物事を進めようとするので、別の形態でサポートをすることがうまく機能しないのではないかと思います。また、養護施設の職員で里親の支援をする場合、適任でない者も多いのではないかと、あるいは考え方が多少ずれてしまうこともあるのではないかと思います。

ここまでのところで私が申し上げたことを大体ご理解いただけましたでしょうか？

柏女：はい、理解できます。

トムリンソン：ところで、日本では、里親やグループホームもしくは大きな養護施設にそれぞれの基準（スタンダード）が決まっているのでしょうか？ 英国ですと、40項目位の基準がありまして、それぞれの形態でサービスを提供するにあたって、一貫してその基準を守らなくてはいけないというスタンダードがあります。日本にもそういう基準がありますか？

柏女：日本には、建物、施設、設備そのもののスタンダードはこれまではあったし、最近それが強化されました。2点目のケアのスタンダードは、昨年3月にできあがったばかりです。つまり、里親のためのスタンダード、ファミリーホームのためのスタンダード、そして施設のためのスタンダード。施設それぞれのスタンダードが、昨年3月に初めて作られたのですが、まだ十分に浸透しているとは言えません。

◎施設の評価基準、検査システム

柏女：そして今、そのスタンダードを項目に落として、大体90項目から100項目位の評価スキルのもとで昨年度、今年度、来年度の3年間で全施設を第三者によって評価してもらい、その結果を公表することになっています。

トムリンソン：それは検査みたいなものですか？

柏女：そうです。人的な基準とか設備の基準については監査ですが、それは国が強制的に行ってきましたが、質の検査についてはこれまで行われていなかったの、いわばブラックボックスに当たります。

それなのでそれを明確化して、見えるようにしていくために第三者評価という検査システムを取り入れたことになります。

トムリンソン：これだけの大きな改革となると骨組となる構造がしっかりしていないと、やはりうまく機能しないのではないのでしょうか。そのため、こういう検査を行うときの明確な基準が周知されなければならぬでしょう。例えば、1000人単位の里親が該当することになると、このシステムのなかでうまく機能できるような形の本当に明確でわかりやすい基準といったものが必要になってきます。また、これだけの大きな変化を実現させるとなると、それにどれだけのリソースが必要とされるのか、どれだけのシステム変更になるのかということを見ると、場合によっては混沌とした状況にもなり得ると思います。

柏女：言葉不足で申し訳ありません。第三者評価が入るのは、社会的養護の1000か所の施設です。里親、ファミリーホームは、現在、そこに入れるまでには至っておりません。それは今おっしゃったような混乱が生じたり、莫大な人的リソースが必要になるということもあって、今後の課題となっています。今も第三者評価をするための機関の評価調査者の養成などに尽力しているところです。本当に評価調査者が施設のケアのガイドラインに基づいてしっかり評価できるのかどうか、という現場からの意見や評価調査者からの意見も出ていますので、それらの意見を突き合わせながら対応しなければならないと私たちは考えています。私は、いまそちらの委員長もしています。

トムリンソン：ファミリーグループホーム等にかなり大量の子どもたちを移すということは大変リスクが高いことなのではないかという気がします。今、施設で養護を受けている割合が86%から将来的には30%台位までもっていきたいというお話でしたが、そうすると60%強がモニタリングされていないような状況で養護を受けることとなりますね。

柏女：モニタリングされるのは、3分の2になります。つまりファミリーホーム、ご夫婦がやるものについてはまだ考えられていません。しかし、グループホーム、すなわち、施設の分園型の小規模ホームは施設の職員が携わっているものですので、これについては第三者評価が入ることになりますので、3分の2がモニタリングされることとなります。

◎外国の支援形態を直接取入れることへの危惧

トムリンソン：イギリスでもここ10年から15年の間、いろいろな小規模の変化もありましたが、ただリソース面での想定が甘かったといいますが、きちんと計画されていなかったがために、新しい規制が入るたびに大変混沌としたような状況になって問題化されました。

イギリスの経験上、私たちもこれまで見ていた状況では、キアセットとか、SOSの話について私の意見を申し上げますと、やはり日本は歴史的にも非常に特異なユニークな文化をもっていますので、独自の文化と歴史の根ざしたところで自らのモデルを独自に作り上げるべきだと思っています。ですからほかの国とはかなり異なる文化ですので、そのまま外国のモデルを踏襲できるかというと、ちょっと無理があるのではないかと思います。ただ、代替的なモデルとして参考にされるのはよいと思います。このSOSやキアセットが大きき組織になると、できる限りいろんなところに入り込もうという姿勢が見えるので、私自身は日本でそのまま彼らにお任せするのはあまり好ましいやり方ではないと思います。もちろんいろんな考えを取り入れるということはいいことだと思いますが、すべて問題解決をそれらに任せてしまうのはいかがなものかと思います。

柏女：私も、まったくその通りの考えをもっています。SOS子どもの村福岡も、SOSインターナショナルの考え方に沿いながらも、システム自体は日本のシステムを導入しています。例えば、育親さんについては里親、そしてホームはファミリーホームという制度を使い、かつ本体施設の村長さんについては、日本の児童家庭支援センターとして認可をするという形で日本のいくつかのシステムを組み合わせ、そういうパッケージとして再生し、日本独自のやり方に当てはめていこうとして、その実験が続けられています。

トムリンソン：独立した法人形態をもったモデルで、里親とかファミリーホームをサポートするのは良い考え方だと思います。

養護施設と里親の間には、利害が一致しない部分がありますので、主に養護施設に頼るような形で里親へのサポート、もしくはグループホームのサポートをお願いすることには、やはり無理があるのではないかという気がします。そういった意味で、別の組織で里親とかファミリーホームの支

援に特化した形で、適正なスキルとか考え方をお持ちの方を採用したほうがやはりよいのではないかと、できる限りそういう方向でいったほうがよろしいのではないかと思います。

◎施設の機能を変えることは可能なのか？

トムリンソン：複雑な話になりますが、今の児童養護施設をそのまま施設として維持する必要性、必然性があるのかどうかということですが、例えば、その箱モノはそのまま維持して、その機能とか目的は同じとしても、機能を変えていくことは可能なのでしょうか？ 例えば、NPOが運営する組織で、ファミリーホームとか里親の支援をするための中心的な役割を果たすハブのような位置付けに変えるという。例えば、レスパイト・ケアのために、今あるベッドを、そのままある程度維持して、あとは事務的なセンターという形で里親のトレーニングを行ったり、会議を行ったり、さまざまな支援活動を行う施設にしていくというような機能の変更は可能なのでしょうか。

柏女：今度報告される、例えば、鳥取子ども学園のような施設であれば、あるいは可能ではないかと、私は期待したいと思います。他の多くの施設の場合は、目の前でケアをしている子どもたちをどう育てるか。そこに今一生懸命になっていますので、その子どもたち以外のところに、例えば、里親を支援しているNPOとか、あるいは児童家庭支援センターとか、そういうところと組んで、その児童養護施設がキーセンターになって、ハブのような形でやっていくことは、やはり現実的には難しいのかなという気はしています。というのは前にも申し上げたように、施設が抱えている構造的な問題、それが意識面でも強く影響するのではないと思うからです。一つの面白い方法だとは思いますが。

トムリンソン：私が考えていたのは、完全にいくつかの養護施設を閉鎖して、新しく再生させるた

めに施設職員も入れ替えるという考えをもっていたのですが、不可能かもしれませんね。

柏女：これは、菊池さんがずっと里親制度の研究を支援してこられたので、何かご意見があれば、どうぞ。

菊池：私は、日本では児童相談所をなぜ改革できないのかと不思議に思います。フランスやイギリスでは、親子分離や処遇を決定するのは、児童裁判所や地方の行政当局ですが、里親委託業務と委託後の支援を行うのは、そのための機能と体制をもつ専門的な実務機関です。それを児童相談所に相当する地方当局の内部又は外部の行政組織あるいは民間組織として整備していますが、日本ではなぜそれが出来ないのでしょうか？ その専門化された組織があれば、里親支援を一般の児童養護施設や乳児院に頼らなくても可能です。里親のリクルートから子どものマッチング、委託後の支援をそこで一貫して行えるからです。レスパイトについても、どんな里親がそこに所属しているのかが分かっていますので、その機関に所属する里親家庭に子どもを一時的に預けることができます。里親は子どもを施設に預けるより里親仲間に預けることを望んでいます。フランスでは、現にレスパイトについては主にそのように対応しています。

私は、施設を里親の支援機関とすることについては、その施設がどういう機能をもつ施設なのかによるのではないかと思います。大勢の子どもを預かっているような一般的な養護施設では、それだけで手一杯ですから、里親への支援を求めることはナンセンスだと思います。それに、一般に施設の職員は家庭養護のソーシャルワークをよく知らないのではないのでしょうか。

トムリンソン：レスパイト・ケアについていいますと、イギリスでは、長期に子どもを預かれないけれども、短期の間であれば預かれるという場合に、その里親さんがレスパイト・ケアを受けるといったケースもあります。

イギリスでも、日本と同じような状況がありましたけれども、一つの大きな懸念として、これだけの大きな変革が訪れようとしているときに、養護施設のほうで、施設で働かされている職員さんも、自らのキャリアもすべて養護施設で成り立ってきたということで、その職が失われるかもしれないという懸念をもつ方も多いと思います。ただ、柏女先生がおっしゃったように、絶対数として、施設に入る子どもの数は変わらないであろうということも考慮しなければならないと思います。ただ、私の予測では、今後5年後に同じような状況ではいられないと思います。最終的には、施設の数はいくつ減っていく、閉鎖する施設が多くなっていくかと思っています。そしてまた、変化に対する抵抗勢力も存続するのではないかと思います。

多くの国で、養護施設で養護されていた子どもの4割から5割ぐらいが、最終的に5から10%ぐらいまでに減っている国が多いからです。それが何を意味するかというと、当然、その影響を受けるのは養護施設です。閉所して、そこで仕事をしている人たちの職が失われる。若しくは、非常に児童数が少なくなってしまう。ただ、養護施設と里親間のやり取りでは、問題の解決や問題回避にはあまりならないと思います。これはあくまでも私からの問いかけという意味で、申し上げるのですけれども。

開原：施設には、里親支援専門員というソーシャルワーカーを配置するようになりましたね。

今、施設が里親支援をするのはおかしいという意見がありましたが、それについて柏女先生はどう思われますか？

柏女：菊池さんがおっしゃっていたことですね。つまり、そもそも家庭養護をよく知らない施設の職員が里親を支援するということは、論理矛盾ではないかということだろうと思いますが、それはまさにそのとおりではあるのですね。それで先ほど私が申し上げたことは、施設を中心として支援

するシステムを進めていくためには、かなりの課題があるということです。

トムリンソン：そこまで強く私は申し上げないのですが、ただ、多くの施設職員は大きな組織のなかで働いてこられた方が多いので。ある施設を訪れたときに、まるで病院のようなところでして、とてもホームといえるようなところではありませんでした。そのような大規模施設で働いている職員は家庭養護がなぜ必要なのかをおそらく知り得ないと思いますね。

柏女：今、モデルとして考えているのは、児童養護施設のケアワーカー自身が、あるいはレジデンシャルワーカー自身が里親を技術的に支援することは考えにくいところだろうと思います。ただ、児童養護施設が、いわばレスパイトを行うことは可能ですし、そこにはサイコロジストがいたり、あるいは児童精神科医が非常勤等で勤務していますので、そういう人たちのチームで里親を支援していくというモデルは、やれないことはないとは私は思っておりますので、私は、開原先生が研究されていることは、一つの大事なモデルだろうと思います。ただ、このモデルだけでは、十分ではないと思います。

トムリンソン：調布学園は、ファミリーホームとか里親の支援をするセンターとして、同時に児童養護施設としても、うまく機能できる例ではないかと思っています。ただ、これは、開原先生のプロのサポートを得て実現可能なモデルではないかと思うのです。ほかの場所に関しては、全くそういった基礎がないところでセンターを作るとなると、それは非常に難しいと思います。それぞれの施設の質を十分評価して個別に判断する必要が出てくるかと思っています。

柏女：先ほど、菊池さんが、日本の行政機関である児童相談所の改革がどうして進まないのか。それを進めていくべきではないかとおっしゃっていましたが、私も、それは大賛成なんです。

日本のシステムが一番の問題点は、児童相談所という行政組織が県にあって、入所を決定する権限も、サポートする権限も、一時保護する権限もみんな一つのところに抱え込んでしまっているという点が非常に大きな問題です。ここを変えていかなければならないのですけれども、これについては、今回の改革では全く触れられていないんですね。それはなぜかという、都道府県や市町村自体も、その改革に否定的なのですね。児童相談所本体も否定的です。そうすると、これは民間の施設ではないので、つまり自治体そのものが反対しているものには手を付けられないということがあって、現在のところは手を付けられていない。でも、私は、ここが一番改革すべきだと思います。

開原：児童相談所のイメージですけど、私はトムリンソンさんに local authority という言葉でお話したりしましたが、児童相談所のイメージをどういうふうにトムリンソンにお伝えできるのか、英国の local authority がどんなものなのか、それについてもお聞きしたい。

菊池：柏女先生、どうして県や児童相談所は児童相談所の改革を拒むのですか？

柏女：市町村にその権限を委譲していくことについては、市町村が反対なのですね。そうすると、いわゆるクリニック機能と、local authority の決定機能を分離することができないので、そこがくっついたままだと、里親さんはそこで弱音を吐けないですよ。児相に弱音吐いたら子どもを取り上げられちゃいますので。そういう状態がずっと続いているという感じです。だから、権限を分けないといけないと思います。

トムリンソン：何と何の権限を分けるんですか？

柏女：プレイスメントの機能とクリニックの機能です。それから一時保護、テンポラリー・ケアのシステムが、日本の児相の場合は全部一緒になっているんですね。これは、世界にほとんどないシステムで、ここが全部自己完結でやってきているのですが、それを崩すことができない。

トムリンソン：私のコメントは、シンプルにとどめさせていただきます。あまり詳細に理解できていませんので…。

イギリスの例を申し上げますと、国家レベルで、中央政府が基本的なスタンダードとどんなサービスを提供すべきなのかを全部決めていますので、地方自治体は、それに従わざるを得ないわけです。それで地方当局は中央当局へ報告をする仕組みです。ですから、国家レベルのスタンダードは、どこへ行っても同じ、検査のプロセスもどこに行っても一貫した同じものが使われています。

英国のやり方について申し上げますと、施設に関しては、調布学園を例にとりますと、同じようなシステムを踏襲できるんじゃないかと思います。つまり、国家レベルでいろいろなスタンダードを決めて、それがうまく機能しているかどうかを評価します。スタンダードが満たされていないという場合は、閉所に追い込まれることもあります。突出していい施設であると認められた場合には、新しいシステムを導入する際に、そこをパイロット・プログラムのような形で、いいという評価を受けた施設が先導して新しいシステムを導入していくようなやり方をとることができます。

そういった意味では、国のシステムとして、スタンダードは国の統一したものが使われていますが、そういう形で、各施設ごとに評価し、どこをお手本にしていくかということを決めています。

開原：ありがとうございます。

それでは15分くらい休憩を挟んで、もう1度講義をお二方にお話ししたいと思います。

II 治療的支援センターのモデル像

開原：それでは後半に入らせていただきます。後半は、日本では、どんな支援モデルを作ればいいのかというところで、柏女先生の構想とトムリンソン先生からの助言などをいただきながら、お話しさせていただきます。

◎これまでに達成できたもの

柏女：前半に申し上げたとおり、私たちは、限られている社会資源のなかで、また、日本の固有の条件のなかで、システムを作っていかなければいけないという問題に直面しています。そんななかで、まず、これまでに到達したものということで考えてみたいと思います。

一つは、いわゆるファミリーホームを制度化してきたことです。これは、家庭養護の新しいタイプ、つまり、里親という個人だったものを、ファミリーホームという事業者、そこで行う人は夫婦が原則ですけれども、そういう事業者も可能にして、家庭養護の種類を増やし、かつ、キャパを増やしていこうと考えたということが一点目です。

もう一点は、里親を支援する機関、これを必ず都道府県は作らなければいけないという形で法定化し、かつ、里親支援をする機関を全国に広げようという計画を作ったということが二点目です。

三点目は、児童相談所という日本の行政機関が、子どもの措置、入所の決定を行うときに、まず里親を考えなければいけないという里親委託優先の原則という指針を出したということです。

これらの改革は、2009年度から2010年度に行いました。そのうえで、先ほど申し上げた「社会的養護の課題と将来像」を2011年7月に作りまして、施設の役割と機能そのものを変えていこうとしたことです。

行政機関の再構築、これについても課題としては認識されていますが、現在のところは手を付けられていません。こうした条件の中で、もちろん、これをもっとドラスティックに変えるということであれば、行政システム全体を組み直すことが必要なのはわかっていますが、今の限られた条件のなかでやるとすれば、どういう支援モデルを作っていくかということになるかと思っています。

◎考えられる2つのモデル

そのときに浮かんでくるのが二つのモデルということになります。1つは、開原先生が考えてお

られる施設を中心として、その施設に里親支援機能をしっかりと付けていくという方法になるかと思っています。もう一つは、いわゆる独立した里親支援機関、つまりそれが、NPOや社会福祉法人であったり、あるいは児童福祉施設に併設された児童家庭支援センターであるのかもしれませんが、そうした相談援助、里親支援を本来用務とする団体を立ち上げて、その団体が支援していくという方向があるかと思っています。

前半に、SOS子どもの村福岡のお話をしましたが、その子どもの村福岡のセンターハウス、これが持っている機能、これを二番目の支援形態の一つのモデルと、私は考えています。そのような機関は、施設でやるにせよ、独立型でやるにせよ、機能としては、レスパイトやスーパービジョン機能、コンサルテーション機能等を具備したものでなければならないだろうと思っています。レスパイト機能を、施設型でないところで具備できなければ、先ほどトムリンソンがおっしゃったように、そうしたレスパイトができる里親さんをハブとして持っている、そういったことが考えられると思います。それぞれのタイプ、施設併設型、独立型それぞれにメリット、デメリットがあって、一挙にどちらかだけで進むとは、私は考えておりません。この二つのタイプが核になって、児童相談所という行政機関としっかりと結び付いて支援していくということが考えられると思っています。



◎雇用に関する文化的背景

トムリンソン：関連した質問ですが、日本の状態について伺いたい。イギリスの場合は、何かこう

いうふうに変えていくという決定がなされた段階で、そのように動いていくわけですが、ある意味、そこで不安定さが生まれるというマイナスの部分もありました。雇用を守るということに対する意識が日本ではどういうものなのか、お聞きしたい。日本の文化の中で、仕事を辞めざるを得ないとか、リストラされるという事態がどのようにとらえられるのか、それによって、どれだけ職を失うことに対する懸念が日本において強いのかということをお伺いしたいと思います。

英国では、整理解雇のような場合に、通常行われることですが、施設で働き続けるとしても、仕事の内容そのものが違ってしまいますので、再度そこに申請して、新たに職を得るような場合でも、全く同じ職務内容ではなくなりますので、再度トライしなくてはならないという状況になりました。その雇用文化的なところが英国と日本でどれだけ違うのかをお伺いしたい。

柏女：日本の場合は、しばらく前までは、終身雇用が根強く残っていました。最近は崩れてきているので、解雇してもいいという話になるとは思いますが、そこをすぐに割り切って、仕事が変わるからあなたの仕事は終わりですよ、とはなかなか言いづらいところがあるのではないかと思います。トムリンソン：非常に参考になりました。これまでいろいろ伺ってきたお話の背景的なところが理解できたので、それが足かせになっているということもわかりました。

そういう文化的背景があって、一方でそれが安定性を生み出していたという部分もあると思いますが、他方で、何かを変えていくときの難しさもそこにあるかと思います。

ご存知かもしれませんが、英国の場合、政権交代が5年おきぐらいに起こりますので、そのたびに政策も変わるので、専門職の方々も仕事の内容が変わったり、辞めざるを得なくなったり、再度雇用先を探さなくてはならない状況になります。ある意味、ちょっと不安定過ぎるというマイナス

面もあるのですが、もし政府がこういう政策決定をしたということであれば、それが断行され、ときには、数千人ものリストラを伴ったり、再雇用という形で仕事を探さなくてはならないという状況に陥ることもあります。

◎何を支援の対象とするのか？

トムリンソン：どういうモデルにすべきか、という前に、どういう支援をするのか、何が支援の対象になるのかということをお明確にする必要があります。その支援に含まれるべき内容なのかですが、先ほど出たレスパイト・ケアとかスーパーバイズですね、それから、コンサルテーション、相談をする役割のほかにトレーニングも加えたいと思います。どういった支援が必要なのかという詳細の内容はそれぞれの状況によって変わってくると思います。

たとえば、里親に対する支援なのか、小規模なグループホームに対する支援なのか、また、子どもがどういうタイプの子どもののかということですね。情緒障害を抱えている子どもなのかというように、それぞれの状況に合わせて異なった支援が必要になってくると思います。もちろん、そういうサービスの定義をしていくということでは、すでに定義はなされているのかもしれませんが、例えば、短期的な里親では、実親のもとに帰るまでの数カ月間預かるような里親への支援とか、非常に重度のトラウマを負った子どもを対象にした里親や学習障害を持った子どもが対象になっている里親では、それぞれのサービスを定義していくことが必要です。施設養護であれば、危機的な状況になったときに介入することとか、長期的に養護施設に入るといった選択肢もあるかと思います。そのため、入所の段階、措置をする段階で、子どものニーズがどういうものなのかを評価し、把握していくということが重要ではないか。これは、里親の好みで決められてはいけないと思いますので、あくまでも子どもがどういうニーズを持